

おもいやり

2016年12月 Vol.1

足利市人権推進広報紙 第1号
発行 平成28年12月 1日
足利市総務部人権・男女共同参画課
電話：0284-70-8600
ファックス：0284-73-8066
E-mail：jinken@city.ashikaga.lg.jp

12月4日から10日は
人権週間です！

今年のフォーラムは、
12月3日(土)・4日(日)に、
市民プラザ等で開催します。
詳しくは11月1日号の
「あしかがみ」を見てね。



昨年の「ひと to ひとのフォーラム足利2015」(第1部)
人権ポスター・書道・作文の表彰式の様子



(第3部) キャラクターショーの様子

■ご存知ですか「世界人権宣言」と「人権週間」

「世界人権宣言」は、1948(昭和23)年12月10日に、フランス・パリで行われた第3回国際連合総会で、賛成48、反対0、棄権8で採択されました。

この宣言は、前文と全30条からなり、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。また、12月10日を世界人権デーとし、世界中で記念行事を行っています。

日本では、12月4日から10日までを「人権週間」とし、人権にかかわる様々な活動を行っています。

足利市では「ひと to ひとのフォーラム」を開催しています。また、今年から人権推進広報紙として「おもいやり」を発行します。この広報紙を通じて人権を考えてもらうきっかけになるよう取り組んでいきます。

愛称
「おもいやり」
の理由

「足利市には日本遺産・足利学校があります。そして学校には論語があり、今、小学生たちも論語の素読をしています。その論語の中に「恕」*の言葉があります。足利市民は互いに認め合い、思いやり、住み良い、明るい街にしていきたい」との思いから名づけられました。

*「恕」…「思いやり」のこと。

しこうと い いちげん もつ しゅうしん こ おこな もの あ
「子貢問いて曰わく、一言にして以て終身之れを行うべき者有りや、と。
しい そ じよ おのれ ほつ ところ ひと ほどこ な
子曰わく、其れ恕か。己の欲せざる所、人に施すこと勿かれ、と。」

(書き下し文：足利市教育委員会編集・発行「論語抄」から)

足利市の人権擁護委員活動を紹介します



人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、現在約1万4千名の人権擁護委員が全国の市町村に配置されています。

人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

足利市には、13名の人権擁護委員が配置され、市と協力して人権啓発活動などを行っています。

相談活動



「人権なんでも相談」(市民相談室)

啓発活動



小学生人権書道を審査

部会活動



活動内容などを協議

「広報紙創刊に寄せて」



足利市人権擁護委員協議会 足利部会 部長 阿由葉 榮二様

人権擁護委員は法務大臣より委嘱を受け、市民の困りごとや悩みに法務局や市役所で相談を真摯に受けています。

一人で悩まずお気軽にお出でください。

法務局では毎週水、木曜日午前9時30分～午後4時まで、市役所市民相談室では第3金曜日午後1時～4時までです。

人権とは難しいことはありません。相手を認め、思いやり(恕)をもって生きることが大切です。

啓発活動



8月「いのち・愛・人権」展会場で啓発

創刊にあたって



足利市長 和泉 聡

このたび人権推進広報紙「おもいやり」を創刊する運びとなりました。この広報紙は、人権尊重の理念をより多くの市民の皆様とともに考えていけるよう発行するものです。

本市では、市民一人ひとりが基本的な人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成をめざして、人権問題を解決するための施策を進めてまいりました。また、この4月には「足利市人権教育・啓発推進行動計画〔第4期計画〕」をスタートさせ、様々な人権問題に対して教育・啓発にかかわる課題への対応を総合的かつ効果的に推進しております。

人権問題への取り組みは、市政の重要な施策です。今後も、人権擁護委員協議会をはじめとする各種団体の皆様と協力し、教育・啓発に積極的に取り組むと共に、この新しい「おもいやり」が人権尊重のまちづくりを推進する力となるよう努めてまいります。

「人権は歴史を持たない」 —その本質と価値—



足利市人権推進 足利支会 会長 岩佐 富男様

1. 人権は、生物学的人間と社会学的人間との葛藤の中で生まれ、人類の多年に亘る努力によって、今や、人類普遍の時空を超えた原理とされ、憲法の中に生かされています。人権は、実は、憲法に書かれていなくても(イギリス)国家がなくても、存在するとされる真理なのであります。

2. "He is strange." は、アメリカでは「個性的だ。」という意味で称賛されますが、わが国では「彼は変だ。」と訳されいじめの対象となります。「いじめ」は「Bullying (英)」と異なり、陰湿さが加わります。「見て見ぬふり」の「不作為によるいじめ」は、当事者の認識が低いのみならず、「作為によるいじめ」を助長します。上司や強者の責務は重いものであります。

3. 「歴史を持たない」とされる人権は、言語や論理のように、後天的な教育・啓発によってのみ、意識づけられます。私達には、未来永劫、教育・啓発の不断の努力が必要です。この度の、広報紙創刊がその一助となることを切に願っています。

祝辞



宇都宮地方方法務局 足利支局 支局長 神山 秀昭様

この度の足利市人権推進広報紙の創刊にあたり、お祝い申し上げます。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」であり、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。これは、それぞれが日常の思いやりの心によって守られるものです。

現在、私たちの周りでは人権に関わる様々な問題が起きています。法務局は国の行政機関として、このような問題が起きないように「人権」についての理解を深めるための活動や、相談、人権侵害事件が発生してしまった場合の救済手続を行っています。

本広報紙を通じて、足利市に暮らす人々が、家庭、学校あるいは職場で、もう一度「人権」について考えていただくきっかけになることを願っています。

祝辞



足利市人権擁護委員 協議会 会長 藤波 一博様

このたび、足利市人権推進広報紙を創刊されるにあたり、まずお祝いを申し上げます。

当協議会では、人権相談・啓発活動・研修会を通じて、人権擁護の推進を図ってまいりました。人権作文や子どもの人権ポスター絵画コンテストでは、足利市・佐野市の小中学校から毎年多くの素晴らしい作品を応募頂いております。子どもたちに豊かな人権感覚を身に付けていただきたいという願いを込め、今後も続けていければと考えております。

さて、今年11月5日に「ヒューマンフェスタとちぎ2016 in 佐野」が佐野市で開催され、足利市からも多くのご来場をいただきました。企画・運営に携わった方々、ご参加いただいた皆様にお礼申し上げます。

私たちは、人権擁護委員活動に携わり、日々「声なき声」の存在を意識してまいりました。これからも、弱者、困窮者への、理解・援助・自立への働きかけをお手伝いできればと思っています。

結びに、人権啓発活動推進の希望となる広報紙のこれからの発展を祈念し、祝辞といたします。

足利市人権尊重の社会づくり条例

(平成16年1月1日施行)

構成

「人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持つている固有の権利である。」から始まる前文と全4条で構成されています。

策定の理由

現実の社会には、様々な人権問題が存在しており、私たちの生活の中に「人権」が根付いているかといえば、あまり意識されていません。

そこで、条例において、「人権の尊重」や「人権の共存」がかけがえのない価値であることを表明することで、私たち一人ひとりが人権尊重の社会を作る主役であることを認識し、人権をより身近に感じることができると考えました。

目的

すべての人の人権が尊重される、平和で豊かな社会の実現をめざしています。

特徴

市と市民の責務を明らかにしています。また、日本国憲法の精神に従い我々が努力を傾けていくため、法的拘束力のない推進・宣言条例となっています。この条例を制定するにあたっては、基本骨子(案)に関するパブリック・コメントを募集し、市民のみなさんの意見を反映して制定されました。

◇この条例は、人権尊重の社会づくりのスタートです。条文にあるように市と市民が協力して、誰もが住みよい足利市をめざして、ともに努力していきましょう。

ご利用ください

「男女共同参画センター」

男女共同参画センターは、平成14年5月に男女共同参画社会の実現を図るための活動拠点として開設されました。場所は、市民プラザ本館棟の2階から4階までです。

市では、(公財)足利市みどり文化・スポーツ財団を指定管理者とし、施設の管理・運営や男女共同参画セミナーを委託しています。

また2階には、本課の事務室や足利市女性団体連絡協議会事務室があります。

3、4階には、講習室や料理教室、和室、茶室などがありますので、ぜひ、ご利用ください。



「男女共同参画社会」を実現することが、女性の人権問題を解決するためにも必要です。

問い合わせ 足利市民プラザ ☎72-8511

様々な人権課題①

「障がい者」の人権

本年4月1日に「障害者差別解消法」がスタートしました。この法律は、障がいのある人となない人が分け隔てられることなく、全ての国民が障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をめざしています。そのために「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

足利市では平成27年3月に「あしかがし障がい者福祉プラン(第4期計画)」を策定して、基本理念である「完全参加と平等」を継承するとともに、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。

障がいを持つことは他人事ではありません。

誰もが暮らしやすい社会をともに考えていきましょう。



人権啓発活動紹介①

足利市では、8月の栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間に併せて、人権問題講演会を開催しています。

本年度は「障害者差別解消法」がスタートしたこととともない「障がい者と人権」をテーマに開催しました。

また、足利市「いのち・愛・人権」展実行委員会と連携して、コムファーストショッピングセンターで第26回「いのち・愛・人権」展を開催しました。